

就学支援金・授業料軽減について

1. 就学支援金（国の制度）とは

申請の仕方についてはオンライン申請です。
生徒個々のログインIDとパスワードを保護者様に配布しています。
3年間使用しますので、大切に保管してください。
ログイン画面は配布しているパンフレットのQRコードを読み込み、
ログインしてください。



就学支援金は保護者様全員の所得で算定基準額を算定し、①33,000円・②9,900円・③**所得制限**で0円の月額支給が国からされます。申請は学校へ、受領も学校ですが、授業料に充当されます。算定基準額（税額）が判明せず充当出来なかった月分は返金や相殺にて支給されます。**今年度のみ臨時支給金9,900円の対象**です。前回支給されている方は右のAの書類を、前回所得制限などで支給されていない方は右のBの書類で申請します。（モノクロで配布）6月に住民税が変更となるため毎年5月から6月に申請します。

A 前回支給されている方

就学支援金を受給している方々へ 【資料 2-2】

高等学校等就学支援金の手続にはオンライン申請が便利です！

オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続ができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます

申請手順

- 1 ログイン** 入学時に学校から配布されたID・パスワードを入力します。
- 2 継続意向の登録** 支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。
- 3 登録情報の確認** 登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録手続を行います。
- 4 収入状況の登録** 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。**登録方法は、裏面をご覧ください。**
- 5 提出** 確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

B 前回支給されていない方

これから就学支援金を申請する方々へ 【資料 2-1】

高等学校等就学支援金の手続にはオンライン申請が便利です！

オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続ができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます

申請手順

- 1 ログイン** 学校から配布されるID・パスワードを入力します。
- 2 意向登録** 支給を希望するかどうかを選択します。
- 3 生徒情報の確認** 学校で登録された情報から変更がないか確認します。
- 4 保護者情報の入力** 審査対象の保護者を確認し、氏名や生年月日等を入力します。
- 5 収入状況の登録** 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。**登録方法は、裏面をご覧ください。**
- 6 提出** 確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

上のパンフレットのQRコードを読み込むと左端のログイン画面が出てきます。操作に従って進んでください。操作が判らなくなった時は本校ホームページの**各種書類・資料**→保護者の方へ→マニュアル→B 前回支給されていない場合は「新規申請編」を、A 前回支給されている方は「継続届出編」のマニュアルを参照してください。1年生は4月から6月分を入学前も申請していますが、6月に住民税変更に伴い7月以降を全学年5月から6月に申請をお願いします。

算定基準額について

表1 概ねの所得に対する就学支援金と授業料軽減の支給額（月額）

親権者全員の { (市区町村民税の課税標準額×6%) - 市区町村民税の調整控除額 } の合計額	就学支援金の支給額 (上限額)	軽減の支給額 (上限額)	参考 : おおよその年収
0円 (非課税) ~154,500円未満	33,000円	2,000円	0円~590万円
154,500円以上~304,200円未満	9,900円	該当なし	590万円~910万円
304,200円以上	該当なし	該当なし	910万円以上

表1の補足

■親権者全員の { (市区町村民税の課税標準額×6%) - 市区町村民税の調整控除額 } の合計額を**算定基準額**としています。(100円未満を其々切捨て)

■次の表の政令都市の場合は、市区町村民税の調整控除額に4分の3を乗じます。

北海道 札幌市	神奈川県 川崎市	愛知県 名古屋市	岡山県 岡山市
宮城県 仙台市	神奈川県 相模原市	京都府 京都市	広島県 広島市
埼玉県 さいたま市	新潟県 新潟市	大阪府 大阪市	福岡県 北九州市
千葉県 千葉市	静岡県 静岡市	大阪府 堺市	福岡県 福岡市
神奈川県 横浜市	静岡県 浜松市	兵庫県 神戸市	熊本県 熊本市

■2年生のみ早生まれの方の**算定基準額**の計算は親権者が2人（両親）の場合、1人の親権者の（市区町村民税の課税標準額 - 扶養控除額**330,000円**）×6%に置き換えて計算します。

16歳以上19歳未満は控除が330,000円であるため、早生まれではない生徒と同条件にする方法で計算します。

■18歳で成人した場合、成人する前の親権者全員の所得で申請します。

家計急変について

次の事由に該当する方は、家計急変にて申請してください。但し、間違った判断をされないように学校の担当者への連絡を先にお願いたします。

◆家計急変事由

①保護者が、被雇用者、公務員、被雇用者であるが雇用保険に加入していない者	
ア	負傷、疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合
イ	自己の責めに帰することのできない理由による離職があった場合
1)	保護者等が被雇用者であり雇用保険に加入している場合
2)	保護者等が公務員や、被雇用者であるが雇用保険に加入していない場合
②保護者等が、個人事業主、一人会社の役員	
ア	負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難である場合
イ	営む事業が債務超過等となり、その営む事業を廃止した場合
ウ	妊娠・出産、育児により就労が困難となり、その営む事業を廃止し、その後30日以上就労することが困難である場合
エ	保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合
オ	常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために保護者等が事業を廃止した場合
③上記以外の理由で、自己の責めに帰することのできないもの	
ア	保護者等が事業を行う個人等の場合で、営む事業が債務超過等となった場合
イ	法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者（一人会社の役員）を除く。）が、正当な理由によりその職を辞任した場合
1)	負傷、疾病により役員を辞任し、その後90日以上就労が困難である場合
2)	妊娠・出産、育児により就労が困難となり役員を辞任し、その後30日以上就労することが困難である場合
3)	保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（役員を辞任し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために役員を辞任した場合
4)	常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（役員を辞任し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために役員を辞任した場合
ウ	法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者（一人会社の役員）を除く。）を務める会社等が、債務超過等になった場合
エ	被災により就労が困難等となった場合

2. 授業料軽減（北海道の制度）について

授業料軽減は、当校の扱いでは授業料ではなく、該当した場合は施設維持費に2,000円を支給します。

授業料軽減は、北海道が支給し、当校では諸費に支給され、就学支援金（国が支給・授業料）とは異なります。

他の学校では授業料に支給される事もあるため、授業料軽減という制度ですが、授業料軽減という名称に惑わされないことと、就学支援金のオンライン申請e-Shienとは別の制度であり、別の申請方法であることをご理解いただきたいと思ひます。

授業料軽減も就学支援金の算定基準額で判断します。

就学支援金で33,000円支給される方が対象です。

授業料軽減の申請方法

授業料軽減の申請方法は授業料軽減申請書という書面です。

右に書式を載せてあります。

この書面は年度（4月から翌年3月までの1年間）で使用します。

4月から6月まで支給された方は提出することになりますが、4月から6月までに支給されなかった方も、7月から翌年3月まで支給される場合、提出が必要なため、間違いのないよう提出は必ずしておきましょう。4月に提出済みの方は申請の必要はありません。

就学支援金はオンライン申請ですが、授業料軽減申請書を提出してくださいと言うと、オンライン申請したという方が結構います。違う制度ですので、必ず申請書を提出してください。

就学支援金と授業料軽減は支給されるので返還義務はありません。必ず申請していただきますようお願いいたします。当年度に非課税の世帯は『**奨学のための給付金**』制度に**申請**できます。この制度も返還義務はないため、必ず申請してください。

授業料軽減申請書の書式

様式 1

整理番号 []

授業料軽減申請書

学校法人 西岡学園 札幌山の手高等学校長 様

申請年月日	年 月 日
申請者 （保護者等）	自宅TEL () - ()
	携帯TEL () - ()
	住所
	氏名

(注) 太枠内について記載願ひます。

令和7年4月から令和8年3月分の授業料の軽減を受けたいので関係書類を添えて申請します。

対象となる 高校生等	生徒	学年	ふりがな 氏名	備考
		過去の高等学校等における在学期間	〇立 学校名	在学期間
※過去に、北海道内の授業料軽減対象校に在学していた場合は、在学期間を遡算し、36月までが軽減対象となります。		年 月 日から	年 月 日まで	
		年 月 日から	年 月 日まで	
		年 月 日から	年 月 日まで	
		年 月 日から	年 月 日まで	
世帯の 状況	続柄	氏名		備考
	保護者等			

この申請書に記載されている個人情報については、本校の授業料軽減認定および修学支援業務のために利用し、当該業務に必要な範囲で北海道に提供するためであつて、その他の目的に使用することは一切ありません。

※学校認定（学校事務局記載欄）

4～6月分					
認定区分	算定基準額	認定日	支給期間	支給額	[参考]就学支援金
認定	154,500円未満		月～ 月	月額 円	月額 円
対象外	154,500円以上				
7～3月分					
認定区分	算定基準額	認定日	支給期間	支給額	[参考]就学支援金
認定	154,500円未満		月～ 月	月額 円	月額 円
対象外	154,500円以上				
特例受給資格者					
認定区分	算定基準額	認定日	支給期間	支給額	[参考]就学支援金
認定	154,500円未満相当	4月～6月	月～ 月	月額 円	月額 円
		7月～12月	月～ 月	月額 円	月額 円
		1月～3月	月～ 月	月額 円	月額 円
対象外	154,500円以上相当				
上記のとおり認定する。（4～6月分）			上記のとおり認定する。（7～3月分）		
校長印	事務長印	担当印	校長印	事務長印	担当印
上記のとおり認定する。（7～12月分）			上記のとおり認定する。（1～3月分）		
校長印	事務長印	担当印	校長印	事務長印	担当印

高等学校等臨時支援金について（令和7年度のみ実施）

高等学校等就学支援金のオンライン申請にて所得制限の生徒に支給されます。約910万円以上の世帯に支給されます。

申請は令和7年7月に就学支援金オンライン申請（e-Shien）にて申請し、所得制限の方に月額9,900円の授業料を令和7年4月まで遡及し、支給されます。（令和7年4月～6月に就学支援金が支給されている場合は、令和7年4月への遡及はなく、令和7年7月以降の支給です。）

学校から6月上旬に就学支援金の令和7年7月～令和8年6月の申請のお知らせを郵送します。

所得制限など関係なく全員が申請をします。所得制限の方は臨時支援金（今年度のみ月額9,900円4月に遡及し支給…年額118,800円）支給この時申請しなければ臨時支援金の支給権利を一つ逃したことになります。新たに申請していただくこととなります。ですので**就学支援金オンライン申請を必ず行ってください**。この制度も**返還の義務は有りません**。（奨学金や借入ではありません。）

申請についての注意点は申請の「意向登録」・「継続意向登録」の意向確認で、上の方の【～収入状況を提出いたします。】を選択していただき、最後まで申請していただくことが重要です。途中でやめず、最後まで申請していただきますようお願い申し上げます。

もう一つ注意点として**令和6年1月から12月まで所得の確定申告を必ず終え**て、反映している事です。必ず**確定申告**を終えていただくようお願い申し上げます。

臨時支援金はあくまで令和7年4月から令和8年3月までの年度のみ申請を令和7年7月に行う事となります。高校生等授業料無償化へ向けての繋ぎとなり、令和8年度から高校生等授業料無償化が始まります。

高等学校等授業料無償化についての詳細はまだ告知されていないため、ご質問は臨時支援金のみ承ります。現在、臨時支援金についても詳細は告知されておりません。判る範囲でお応えします。

通常の就学支援金オンライン申請をされた場合で月額33,000円や9,900円の支給が有る方は就学支援金のみ支給されます。

ここで所得制限で支給を受けられない方が高等学校等臨時支援金にて月額9,900円の支給を受けられます。（年額上限118,800円）

この時、税額が未確認だった場合には所得証明書の提出をお願いしますのでご承知おきください。

所得証明書に**課税標準額・市区町村民税の調整控除額**の記載をお願いしてください。（札幌市の方はお住まいの区担当の**市税事務所**にて所得証明書の備考欄に**課税標準額・調整控除額**の記載をお願いします。）

就学支援金のオンライン申請について所得が確認できない場合も同様です。

支給額の例についてはe-Shienでの判定（就学支援金の判定）で次のようになります。

例1）令和7年7月に所得制限で令和7年4月～6月も所得制限だった場合…4月～3月に9,900円臨時支給金が支給されます。（年額上限118,800円）

例2）令和7年7月に就学支援金認定で令和7年4月～6月は所得制限だった場合…4月～6月は臨時支援金9,900円支給・7月～3月は就学支援金9,900円支給されます。

例3）就学支援金が令和7年7月～令和8年3月が33,000円だった場合で令和7年4月～6月は所得制限だった場合…4～6月は9,900円支給・7月～3月は就学支援金33,000円が支給されます。

e-Shien（就学支援金）の申請方法についての注意点

※先に記載の家計急変に該当する方は、家計急変を優先しますのでお知らせください。

※年末調整を行っていること

※確定申告を行っていること

※確定申告を行っていない方は、税額照会ができません。（算定基準額が出ません。）7月末までに所得証明書や課税証明書を提出出来ない方は再度申請のやり直しとなりますので、ご注意ください。

例えば8月1日に所得証明書を提出された場合は8月から支給されますが、8月2日に提出された場合は9月から支給されます。その場合、授業料は通常の金額になってしまいますので、ご承知おきください。早くに確定申告することをお勧めします。

※生活保護受給者はe-Shienで照会出来なかった場合、「生活保護受給証明書」を提出してください。（保護者と生徒の名前が入っている証明書）

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

→個人番号入り住民票取得か通知カードから“○個人番号を入力する”を選択

◆マイナポータルというアプリをダウンロードしていない場合で、マイナンバーカードをお持ちの方

→“○個人番号カードを使用して自己情報を提出する”を選択しても税額照会（自己情報）は取得できないため、“○個人番号を入力する”を選択し、12桁のマイナンバーを入力してください。

◆マイナポータルのアプリから自己情報を取得する場合

→7月1日午後3時（15時）からオンライン申請ができます。

◆マイナンバー（個人番号12桁）を入力する場合

→7月1日午後3時（15時）からオンライン申請ができます。

※7月17日締め切り

ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

札幌山の手高等学校 事務室 細田まで TEL 011-611-7301

E-mail : jimushitsu@yamanote.ed.jp

今回（令和7年5月・6月申請）の申請時の課税地について

今回の申請の課税地の選択は、令和7年1月1日時点で住所のあった市区町村となります。

また、所得に関しては、令和6年1月から令和6年12月までの「令和7年度」の住民税についてです。

前回の申請が令和6年1月1日時点で住所のあった市区町村なので、変更された方は、下の様式を必ず提出してください。（チェックのため早めに提出を）

年 月 日

高等学校等就学支援金 課税地等変更届

高等学校等就学支援金で認定を行う際には、課税地（＝住民税が課税されている市区町村）や福祉事務所設置自治体（＝生活保護を認定している自治体）に税額照会を実施します。

課税地等は基本的に、2025年（令和7年）1月1日時点で住民票がある市区町村です。つきましては、マイナンバー確認書類（※）を提出した申請者（保護者等）のうち、2024年（令和6年）1月1日時点から他市区町村に住民票の移動があった場合は、本届出を提出してください。

なお、単身赴任等で「住民票がある住所地」と「住民税が課税されている市区町村」が異なる場合がありますので、ご注意ください。

※マイナンバー確認書類：マイナンバーカードの写し、個人番号の記載がある住民票、住民票記載事項証明書

学年/組/番号	
生徒氏名	

保護者等氏名	生徒との続柄	旧		新		転出年月
		2024年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村	市区町村	2025年1月1日時点 住民票がある市区町村 又は、課税地等の市区町村	市区町村	
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	年 月
		都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	年 月

※「住民票の住所」と「課税地等」が異なる方は、「課税地等」を記載していただくようお願いいたします。

申請期限

第1回目
令和7年7月7日(月)

第2回目
令和7年7月17日(木)

第3回目
令和7年8月18日(月)

上記の期限のいずれか1回申請してください。第3回目も間に合わない方はご連絡ください。

収入状況届出を間違えた方は、保護者変更届出で修正して申請してください。